

## 令和2年第5回教育委員会議 会議録

### 1. 開催日時

令和2年4月27日（月） 午前10時～午前11時15分

### 2. 開催場所

石鳥谷総合支所 庁議室

### 3. 出席委員（6名）

教育長 佐藤 勝  
委員 中村 弘樹  
委員 役重 真喜子  
委員 衣更着 潤  
委員 熊谷 勇夫  
委員 中村 祐美子

### 4. 説明のため出席した職員

教育部長 岩間 裕子  
教育企画課長 小原 賢史  
学務管理課長 佐々木 晋  
学校教育課長 佐々木 健一  
こども課長 今井 岳彦  
文化財課長 平野 克則

### 5. 書記

教育企画課 課長補佐 大竹 誠治 総務企画係長 佐々木 晶子  
主事 荒木田 美月

### 6. 議事録

#### ○佐藤教育長

ただ今から、令和2年第5回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。会議の日時、令和2年4月27日午前10時、会議の場所、石鳥谷総合支所、庁議室。日程第1、会期

の決定であります。本日1日とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

異議なしと認め、本日1日と決定いたします。それでは日程第2、議事に入ります。議案第13号「花巻市教育振興審議会委員の任命に関し議決を求めるについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

議案第13号「花巻市教育振興審議会委員の任命に関し議決を求めるについて」をご説明申し上げます。花巻市教育振興審議会は、教育行政の基本的施策に関し、必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として条例により設置された審議会であります。委員につきましては、花巻市教育振興審議会条例第3条第1項の規定により、教育関係者、識見を有する者及びその他教育委員会が必要と認める者のうちから15名を委嘱しているところであります。委員の任期は2年となっておりますが、現在任命しております委員の一部について、関係団体の役員改選及び定期人事異動により異動が生じましたことから、新たに任命しようとするものであります。以下、議案書の1ページ及び議案第13号資料を併せてご覧願います。新たに任命しようとする委員についてご説明申し上げます。川村俊彦氏、58歳、岩手県立花巻北高等学校長であります。宮川琢夫氏、57歳、花巻市校長会小学校部会役員、大迫小学校長であります。菊地榮壽氏、57歳、花巻市校長会中学校部会役員、東和中学校長であります。任期につきましては、花巻市教育振興審議会条例第3条第2項の規定により、前任者の残任期間となりますことから、令和3年4月30日までであります。以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○佐藤教育長

今、新しく任命される方のご紹介をいただきましたが、本件は人事案件でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

はい、それでは、ご異議ありませんので、質疑討論を省略し直ちに採決することに決し

ました。お諮りいたします。議案第13号「花巻教育振興審議会委員の任命に関し議決を求ることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

では異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり議決されました。議案第14号「花巻市就学指導委員会委員の任命に関し議決を求ることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。佐々木学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

感染拡大防止のために着座、マスク着用にてご説明いたします。資料をお開きください。議案第14号「花巻市就学指導委員会委員の任命に関し議決を求ることについて」ご説明申し上げます。花巻市就学指導委員会は、障害等特別な教育的支援を要する就学予定者並びに児童及び生徒の適切な就学を図るため、花巻市就学指導委員会条例第1条の規定に基づき設置される委員会であります。委員は条例第3条の規定に基づき、医師、識見を有する者、関係教育機関の職員、関係行政機関の職員のうちから13名を任命しております。現委員の任期が令和2年4月30日をもって満了となりますことから、議案にあります通り、再任6名、新任7名の計13名を新たに任命しようとするものであります。任期は、令和2年5月1日から令和4年4月30日までの2年であります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

ただ今事務局から説明を受けました。本件も人事案件でありますので、質疑討論を省略し直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し直ちに採決することに決しました。お諮りいたします。議案第14号「花巻市就学指導委員会委員の任命に関し議決を求ることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

## ○佐藤教育長

それでは異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり議決されました。次に日程第3、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いいたします。岩間教育部長。

## ○岩間教育部長

はい。着座のままご報告、ご説明をさせていただきます。初めに、令和2年花巻市議会第1回臨時会教育委員会関係事項の部分につきましてご報告をさせていただきます。報告内容については2点でございます。1点目は資料No.1といたしまして、議会冒頭で市長及び教育長が新型コロナウイルス対策、感染症対策について報告しております内容について。2点目は報告資料No.1-2、補正予算の内容についてということになります。

資料No.1でございますが、教育長分が8ページからになっておりますのでお開きいただきたいと思います。報告した内容につきましては、これまでホームページ等で掲載するたびに委員の皆様に情報提供をさせていただいている内容でございますので、かいつまんでご報告をさせていただきます。報告の内容といたしましては、3月議会定例会以降の内容ということになっておりまして、まず小中学校の対応について、卒業式を保護者を入れて実施したことを報告いたしております。それから、その後感染症の対策を徹底した上で学校を再開したことについての報告をさせていただいておりまして、再開に当たりまして当面4月30日までの学校運営の基本的な考え方について、小中学校に示した内容について報告しております。小中学校に示した内容につきましては、文部科学省が示しました「学校再開ガイドライン」のチェックリストに対応した内容であるということで、具体的には9ページの2段落目になりますが、家庭における検温、健康確認への協力、登校後の健康観察、手洗いや咳エチケットの指導等について記載をしているところでございます。ご確認をお願いいたします。また中学校の部活動については、短時間で効率的な内容とともに、活動スペース確保のために、社会体育館や体育施設を利用していることを報告しております。それから学校の授業参観、PTA総会につきましては学校判断としたところですが、多くの学校で中止されたということの報告をしております。学童クラブにつきましては、学校施設を使った開設を休校期間中に行いましたが、その後春休み期間中におきましては、各学童クラブの施設を利用したということで、その中でも特に狭隘な状況が解消されない場合において、学校の体育館や振興センターを利用したということ、それから普段学童クラブの登録をしていない児童の受け入れも行ったということで、この部分につきましては28名の利用があったことを報告しております。幼稚園につきましては、多くのご家庭で見守りができる状況にあるということで、3月5日から19日まで休園しまして預かり保

育のみを実施しておりました。預かり保育の利用者は延べ206名ということで、4月からは通常どおりの実施となっているところでございます。保育園につきましては通常どおり実施しております。次に10ページ、こども発達相談センターでございますけれども、集団化になってしまう親子教室については実施を見送っておりますし、電話相談による相談のみとしておりましたが、4月20日からは親子教室の中の個別指導のみを再開いたしました。実施方法を工夫しということになっておりますが、個別指導を行う対象のご家庭を、数を限定して実施するというようなこととか、親子教室の際には会食等もお弁当を持ち寄って食べるというようなこともしておりますが、それについても実施していないというような状況でございます。また、こどもセンター・地域子育て支援センターにつきましては、現在も図書室やホール等の使用は休止しております、電話やメールでの相談と、予約による対面式の相談等だけ実施している状況でございます。こどもセンターにつきましては、市外からの利用者が多いこと、また特に長期の休みになりますと県外からこちらのほうに戻られた方々の利用も非常に多いということで、現在5月以降も休止の状況を維持するということの判断となっております。それから、現時点においてですが、次の報告とも重なりますけれども、花巻市の教育委員会といたしましては、すぐ小中学校を休校するという措置については検討していないところでございます。休校の判断につきましては、基本的な考え方ということで対応表をお示ししておりますので、後ほど確認をさせていただきたいと思っております。以上が議会における報告の内容ということになります。

資料No.1-2でございますが、こちらは補正予算の内容でございます。決算見込みによる予算の整理になりますけれども、歳出のみご説明をさせていただきます。まず、一般行政経費の小学校総務費でございますが、減要因といたしましては、光熱水費に残額が生じるということでその分が減額になっておりますし、中学校につきましても同じく光熱水費でございます。光熱水費で減額が生じた背景といたしましては、昨年度エアコンを整備するということで、予算がどの程度かかるのか見通しが立たない中で、ある程度金額を上乗せして確保したところでしたけれども、実際のエアコン整備後の利用状況も、逆にエアコン整備後に気温がなかなか上がらなかつたこともあります、あまりフル稼働という状況にならなかつた部分で減額が生じたものと分析しております。それから小学校施設維持事業費でございますが、こちらにつきましては南城小学校のプールの給排水管について、借地の中に整備しております給排水管を撤去する工事を行うことで予算を確保しております。その後土地の所有者との話し合いの中で、これまでには、返却してほしいというお話を進んでおりましたが、引き続き土地を貸すことに同意するというお話をありますし、長期にわたって借地できる見通しがつきましたことから工事は行わないことにして、減額になったものでございます。就学援助事業につきましては、認定の結果による減額になります。

す。以上、簡単でございますが、議会の内容ということでの報告とさせていただきます。

○佐藤教育長

それでは、ただ今の報告について、質疑のある方ございましたらお願ひいたします。

(なしの声)

○佐藤教育長

ございませんでしょうか。よろしいですか。それではなしと認め、ただ今の報告に対する質疑を終結いたします。では、次の報告、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして事務局から報告をお願いいたします。岩間教育部長。

○岩間教育部長

はい。それでは市の新型コロナウイルス感染症対策本部における協議の中から、教育部が提出しております資料を添付しておりますのでご確認をいただきたいと思います。資料はNo. 2でございます。記載しております内容は、休校以降の全ての取り組みについてでございますが、特に変更点があった部分、最近の動きについてのみ報告をさせていただきます。資料の3ページ、下段の部分になりますけれども、臨時休校を見据えた対応という部分で確認をお願いしたいと思います。1つ目は学力の保障ということで、えふえむ花巻を活用した市独自の教育番組の作成を検討しているということで報告しております。これにつきましては、その後また詳しい検討内容が確定いたしまして、現時点において5月2日から5月6日の5日間について試験放送を実施することとしております。午前中30分、午後30分について、えふえむ花巻の番組を使って教育番組を作成、提供することにしております。またラジオでダイレクトに聞けない子供たちのことを考えまして、ホームページで音声をいつでも聞けるような状態でも提供したいと考えております。契約等の準備も進みまして、今週から、今回は市の教育委員会の指導主事や学力の支援員による番組ということで提供を予定しているところでございます。それから、各学校の校内研修会について、ICT教育等に特化することで検討しております。これにつきましては、いずれ休校という措置がとられた場合に、各学校において授業動画を作成し、ホームページにそれを掲載していくことを検討しております。その分の準備を各学校において進めていただくことで考えております。また、休校中におきましては、児童生徒に学校図書室の利用を認めること、それからICT関係、インターネットに接続できる環境が家庭にない児童生徒に対してパソコン教室を開放することを検討しているところでございます。次に、教育相談の充実でございますが、いわゆる教育相談室、風の子ひろば、まなび学園内にあります、教育相談について、これまで保護者を対象とした教育相談がメインでありましたけれ

ども、児童生徒を対象とした教育相談も実施していきたいということで準備を進めています。それから、学童クラブとの連携につきまして、やはり休校措置が長くなる場合に学童クラブの負担が非常に重くなることがありますので、学校と連携した形で学童クラブの重荷を軽減していきたいということで、これについても検討しているところでございます。実施方法につきましては、3月の休校措置のときのように学童クラブ全体を学校で実施するというよりは、午前中から2時頃までの時間について、学校のほうでどうしてもという子供たちを預かるということです。その後、2時以降について学童クラブに子供たちを移動させるということでやっていきたいと考えているところでございます。それが、これまでの市の取り組みの状況になります。それから資料No.2-2でございますが、こちらにつきましては、5月以降の学校運営についての基本的な考え方について通知を出したものでございます。まず、主な変更点ということでご説明いたしますが、大きいところで申し上げますと資料2ページの1番最後の(7)になります。感染防止の対応を行った部活動の実施ということで、中学校における部活動についてでございますが、4月29日から5月6日までの期間について、部活動は行わないことでの申し合せとなっております。また、活動時間についてこれまで平日2時間以内、休日は3時間以内ということで通知しておりましたが、ここについては、より短時間で効率的な活動に努めていただきたいということで、最大でも平日2時間、休日は3時間と、時間について圧縮を図ることで中学校部会との協議をさせていただいたところでございます。それから対外試合について、これまで4月中につきましては市外の中学校とであれば2チームでの練習試合については認めてきたところですけれども、市内の中学校との練習試合についても禁止することにしているところです。小学生のスポーツ少年団については、実施する場合には同様の内容でお願いしたいということで、スポーツ少年団本部に要請を出したところでございます。次に、学童クラブにつきまして、先ほど簡単に説明いたしましたけれども、(10)の部分でございます。臨時休業となった場合、基本的に学童クラブに登録している児童のうち、どうしても家庭で保育することが困難な児童については、学校で2時まで受け入れをするということです。それ以降については学童クラブに子供たちに移動してもらうということで、学童クラブの負担軽減に努めたいと思っておりますし、社会的要請の強い職業の方ですとか、ひとり親家庭においてどうしても家庭で面倒を見れない児童生徒については、学校で居場所を確保したいと考えているところでございます。それから、4ページになりますけれども、「3 学校行事について」であります。まず運動会と体育祭につきましては、開催時期を2学期以降に延期するという申し合せをいたしております。それから修学旅行・宿泊体験学習・見学等の校外学習・外部講師を招聘しての学習等、外部との接触により児童生徒が濃厚接触者となる可能性、心配が生じるものにつきましては、これも2学期以降に延期す

るという申し合わせをしております。なお運動会、修学旅行等につきましては校長の判断により中止することも可能にしております。家庭訪問につきましてはほとんど終わっている学校も多い状態になっておりますが、実施を控え、実施する場合は訪問時間等について考慮することの申し合わせをしております。それから全校集会等につきましては、各教室に放送を流す等、一つのところに生徒が集まらないような手だてを講じることでの申し合わせをしております。学力の保障についてですけれども、必要に応じて教育課程の見直しを図るということでカリキュラムマネジメントの推進について校長会においてお話をさせていただいております。それから2つ目、児童生徒が計画的に家庭学習を行うことができるよう、家庭学習の手引き、家庭学習カードを計画表のほかに学習プリント、それから文部科学省やNHKのインターネット動画についての紹介、それから先ほど申し上げた学校ホームページの動画の活用と、こちらについて準備を進めていくことにしております。

(4)につきましては、先ほど申し上げた学校のパソコン教室の開放について記載をしているものでございます。それから5ページの(3)になりますが、児童生徒及び教職員の行動自粛についてということで、緊急事態宣言、知事要請等を踏まえて、特にゴールデンウィーク期間中は移動を極力避けてほしいということです。ただし、どうしても県境を越えるような移動をする場合については、事前に校長先生に相談していただくことでお願いをしていくところでございますし、併せて、子供たちについて、このゴールデンウィーク中に県境を越えて移動した場合については、基本的に自宅に戻ってきて2週間は自宅待機ということで、その後、発熱等の状況がなければ学校に登校するということで、この部分についてもご家庭への協力要請の文書を本日発出の予定としているところでございます。簡単ではございますがコロナウイルス感染症対応に関する説明とさせていただきます。

それから、今回23日に岩手県知事の記者会見がありまして、県立高等学校について一斉臨時休業を4月29日から5月6日まで実施するということであったわけですけれども、それについては資料が添付になっていないので口頭で説明いたします。22日に県の教育長の記者会見がありまして、4月29日から5月6日まで県立高等学校の一斉臨時休業措置をとるということが発表されました。その際に、市町村については市町村の判断でというお話がありました。市の教育委員会、また市の対策本部といたしましては、県の教育長の発表を受けて4月23日の知事の記者会見の際に休校措置の要請等が行われるのかどうか注視していたところですが、県の知事の記者会見の中では学校の臨時休業等については一切触れられなかったということで、知事からの休業要請がない状況になっております。この状況を受けて、市としてどのように考えるべきか検討いたしましたけれども、まず1つ、今回、移動を抑えるという話の中で、県立高校につきましては確かに県内を公共交通機関を使って長距離を移動している生徒さんたちが相当数いることを踏まえると、県立高

校の一斉休業についてはそのとおり理由としてあるのだろうと理解いたしましたが、小・中学校につきましては非常に限られた地域の範囲内で徒歩、自転車もしくはスクールバスで通学しており、公共交通機関を使って移動している児童生徒は極めて少ない状況であり、観光客と密接に関わることが、登校している時間帯、下校の時間帯についてはまず想定されないということです。それから、逆にこの期間をゴールデンウィークにプラスしてお休みをする状況の中で、ご家庭においてもお休みされている保護者がいた場合に、より外に出たい、外出したい気持ちを喚起することにもなりはしないだろうかということ。それから、やはり今現在感染が確認されていないということです。感染している人がいないというわけではないですけれども、感染が確認されていない状況において、学校を閉鎖することの必要性についていかがなものだろうかというようなことでの疑問があったということです。それから、いずれ、5月7日以降学校を閉鎖しないということであれば、2日間の休校措置ということになりますので、その効果がどれくらいあるのかという部分についてちょっと疑問があるというようなことを考え合わせまして、基本的に今回の県立高校の一斉休業に歩調を合わせるということは、今回は花巻市としてはどちらで決定した部分でございます。これについては24日に臨時の校長会議を開きまして、校長先生方とも協議をして最終的に決定した内容でございます。簡単ではございますが、コロナ対策についての説明ということで終了させていただきます。

○佐藤教育長

はい。今コロナ対策について時系列含めてたくさんお話をいただきましたけれども、ただ今の報告について質疑のある方ございませんでしょうか。はい、役重委員。

○役重委員

すいません。どこかで聞き落としたのかもしれないんですけど、学校を休校しないということで続けたときに、子供本人もですけど保護者の受けとめ方っていうのが本当にさまざまで判断が分かれるところだったんだろうなというふうに思います。学校をやってもらってありがたいなという親もいれば、やっぱり登校させるのが不安、あるいは本人も不安という保護者や児童に対しては、その不安は適切な不安ではないですよと言うことはどうしてもできないと思うんですね。そうした場合の、欠席させることに対する配慮、ここには感染の疑いとか体調不良が見られるときにはこういう扱いをするっていうことはあるんですが、いわゆる自主避難じゃないですけれども、そういった不安を抱えた児童の欠席に対する配慮っていうのはどういった考え方をとるかっていうことを1つお尋ねしたいです。あと実際に発生すると、消毒とかありまして、施設全体が入れない状態になりますよね。つまり学校が休業するというよりはもうその施設が閉鎖ということになるので、そうしたときの職員のテレワークとかオンラインできちんと学校が運営できるような形にし

とかなきやいけないわけなんんですけど、そういったことに対する準備っていうのはどういうふうにお考えかっていうところをお尋ねします。

○佐藤教育長

はい、佐々木学務管理課長。

○佐々木学務管理課長

はい、それではお答えします。子供さんを学校に預けるのが不安だというご家庭に対しては、校長先生が学校で講じる感染症対策を十分に説明していただき、それでも保護者が可能性が高いということをおっしゃることになったのであれば、子供さんは出席停止扱いということで欠席とはしないということをお話ししております。あと2つ目の質問でございますが、休校になったときのテレワークというお話ですけれども、まだまだ学校ではオンライン環境が整っていない状況ですので、今学校に指示しているのは学校のホームページを充実させるということをお話ししております。活用している学校となかなか活用できていないところもありますが、授業を撮ってそれを映像で流すという話をしておりました。その前段階としてまずラジオ講座ということでラジオを流してラジオを聞く、そのラジオの音声をホームページで流して聞くという段階でございます。

○佐藤教育長

岩間部長。

○岩間教育部長

はい。お答えいたします。いわゆるオンラインでの学校運営に関する事務は在宅ではできない状況になっておりますので、今回の県立高校の一斉休業については、県の教育委員会のほうから教職員については休ませるということで通知が出ている状況ですが、基本的に在宅でできる業務について、やはり教材研究ですとかそういうものについてやっていたらしくということしかないのかな、いわゆる学校運営に関わるさまざまな事務処理的なものについてできる状態はないだろうなというのが本音のところです。施設消毒につきましては、市の対策本部と一体となって業者に委託して消毒することで今進んでおりまして、そんなに頻繁に起こっていない状況であれば1日2日で消毒は終了し、その後は施設利用ができるようになる状況です。県内で頻発している場合については、やはり4、5日閉鎖することが必要になる状況ではないかという報告を受けておりますので、休校期間中全く学校に入れない状況にはならないものと思っております。ただ先生方の健康観察をしなければいけませんので、濃厚接触の可能性等がある先生についてはそのまま2週間お休みをいただかなければならぬという状況にならうかと思っております。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

ちょっと私も把握していないのですが、いわゆるその先生方というのは通常だと校内LANでつながって仕事をしてるんですよね。それについては在宅からVPN接続とかで、いざというときはオンラインで普通に会議ができるだとかそういう措置をとることを考えていかないと、これから大変厳しいんじゃないかと思うんですけどそこはどうなんでしょうか。

○佐藤教育長

岩間教育部長。

○岩間教育部長

これまで文部科学省のほうで進めておりました事業というのは、本当に外部ネットワークと遮断させるということで、校務系についてはその学校の中だけに限って使えるようにして、全く外部からアクセスできないということを第一にしてくれということです。もう1つ、学習系と分離して、学習系は学習系として機能させてくれということで、そこについては厳密に外部と遮断するシステム構築を今までしてきたところです。今回これが起って文部科学省の方針も変更にならなければならない状況になっていますが、そこを急に外部に開くっていうようなシステムに改修することは現時点では難しいというのが現実です。ただこのようなことを受けて、今後、文科省からもまた新しいシステム整備についての方針等が示されると思いますので、それに示された後に、学習系のGIGAスクールと併せて整備を見直していくことになるのではないかと思っております。現時点におけるシステムを外部に開放することは難しい状況だということです。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

大学でも当然、校内システムっていうことで、絶対遮断するということで運用してきたんですけど、ある時期からそれでは立ち行かないということで、セキュリティが面倒で、何回も何回も手続きは必要なんですが、もちろん専用のウイルス対策ソフト、統一的なものをダウンロードしてとかそういった何段階の準備を経てテレワークができる状況を今構築しつつあるので、恐らくそういったことにも国の動向を注視していくことが必要になってくるのかなと思います。

○佐藤教育長

はい、ほかにございませんでしょうか。はい、中村委員。

○中村祐美子委員

すいません、1点イメージがつかみきれていないところがあるので教えていただきたいのですが、学校のホームページをこれから作成をしてそこに教材コンテンツ、動画等載せていくというお話なんですが、休校にならないとそういうコンテンツは必要にならないと

思うんですよね。休校になったときに初めてそういうコンテンツが必要になるという状況で、休校になった段階で先生方がそれらの動画を用意されることになるのであれば、例えば教室を使いながら動画コンテンツを作るっていうことができなくなると思うんですよね。休校になれば先生方も恐らくテレワークに移行されると思うので、その中でどういった形で先生方がコンテンツを実際に作りになるんだろうというところが、ちょっとイメージが湧かなかったので、教えていただけたと嬉しいです。

○佐藤教育長

はい。岩間部長。

○岩間教育部長

はい。お答えいたします。今既に各学校に対して、その作成を進める準備をしてくれということで、いわゆる休校前に若干撮り貯めしていただく部分というのもあると思います。それから今現在も各学校はホームページを持っていますが、ホームページに外付けするような形で動画や音声の配信のホームページをくっつけるというような形で、そこに対して児童生徒がパスワード等でアクセスすると見られるというような状況で整備したいと思っております。普通にホームページ上にアップしてしまいますと、誰でもアクセスできるということで、この学校にこういう先生がいてというようなこと、顔も晒してしまうこともあるので、まさに今日なんですが、そういったセキュリティも含めて市の情報担当部局と話をするということになっております。基本的に、まず、学校にはペーパーでの宿題の用意はいつ何があってもできるようにしておいてほしいということも併せてお願ひしていますので、まずペーパーでやるけれども、何日か後からにはアップできる形で準備を進めてほしいというお願ひをしていました。

○佐藤教育長

はい、中村委員どうぞ。

○中村祐美子委員

動画で視聴した場合に、生徒のほうから、例えば対面ですと、分からぬときに手を挙げて聞くとか、質問ありますかということで生徒児童がその都度先生に確認をする作業ができるんですが、動画の場合どうしても一方通行になってしまふので、例えば生徒児童が質問があって聞きたいというときにはどういった形で対応していただけるようになるのか教えてください。

○佐藤教育長

はい。岩間部長。

○岩間教育部長

まさに双方向ではないので、それができないっていうところが1番弱いところだと思います。今それに対してどういうふうにできるっていう明確な答えは残念ながら無い状況なの

で、今の状況ですと多分一方的な授業の配信という形になろうかと思います。ただもう1つ検討事項として考えているのが、本当に長期にわたったときに子供たちを全く学校に来させないのかどうかということで、例えば1クラス30人いる部分について、10人程度ずつ学年も区切って例えば学校に来る日、登校日を設けるとか、そしてその中で授業を進めたり、配信していたもの、配布したプリントについての授業を行ったりというようなことは必要ではないかということでの議論はしております。ただ、このやり方について県の教育委員会のほうが了とするのかどうかというような部分について細かい打ち合わせをしていく必要があるだろうと思っております。

○佐藤教育長

長期的な対応になった場合について、はっきりこうしますよということについてまだ、中で詰められてないというのが正直な状況です。ですからもう一方では休校した場合については今度再開に向けた手順っていうのもやっぱりきちんと整理していかないと、例えば一部登校できるような状況等であれば、今のようなスクーリングもかなり可能にはなってくるわけなんですが、正直オンラインで双方向でということについては、今学校が持っている環境では非常に厳しいというのが正直なところです。GIGAスクールが仮に1年もつと早ければそれができたのかもしれません。学校、花巻市内でもタブレットは1000台ぐらいありますけれども、実際にそういう仕様になってないということで、セキュリティの問題とか、あるいは家庭とのWi-Fiの連動の仕方とか、その辺については、先ほど役重委員さんのお話にもありましたように、かなり何段階かのところをきちんとやっていかないといけない。もちろん貸し出せる状況であれば、多少子供たちですから破損するとかそういうリスクはもちろんあります、活用させる方向が望ましいと分かってるんですが。仮に今から発注しても、多分物がない。非常に手詰まりな状況というのが正直なところであります。ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

○佐藤教育長

それでは、質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。それではなしと認め、ただいまの報告に対する質疑を終結します。

次の報告「八木巻神楽の岩手県指定無形民俗文化財指定について」事務局から報告をお願いいたします。はい。平野文化財課長。

○平野文化財課長

はい。花巻市指定無形文化財である八木巻神楽が、4月7日付けで岩手県指定無形民俗

文化財に指定されたので報告いたします。この指定により、花巻市内の岩手県無形民俗文化財は8件となりました。指定までの経緯については資料のとおりです。なお認定証は、先週の21日に佐藤教育長から佐々木隆嗣保存会長へ伝達しております。八木巻神楽の概要ですが、八木巻神楽は大迫町外川目に伝わる山伏系神楽で、永禄7年に始まったとされており、その後飢饉のため幾度も中断されましたが、その都度復活を遂げ今日まで存続されています。早池峰神楽と深い交流を持ちながらも独自の舞を継承しており、外川目の神楽として伝承されてきました。現在保存会は20歳代から50歳代までの若い人を中心に、70歳代までの19名で活動しており、外川目地域の神社をはじめ、大迫神楽の日には岳神楽、大償神楽とともに出演しております。後継者の育成については外川目地域の子供たちへ50年以上前から熱心に指導しており、その経験を通して大人になり保存会の会員となるケースも多いと伺っております。八木巻神楽に対しては、地域が一体となり盛り上げていこうという機運が強いことから、今後も良好に伝承されていくものと期待しております。以上で報告を終わります。

○佐藤教育長

はい。八木巻神楽の県指定についてでございますが、ただ今の報告について質疑のある方ございませんでしょうか。衣更着委員。

○衣更着委員

読み方は「やきまき」でよろしいのでしょうか。

○佐藤教育長

「やきまき」ですね。ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

○佐藤教育長

はい。なしと認め、ただ今の報告に対する質疑を終結いたします。

次の報告「大迫地域小学校統合準備委員会の設立について」事務局から報告をお願いいたします。はい、小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

報告事項4「大迫地域小学校統合準備委員会の設立について」ご報告いたします。大迫地域内の三つの小学校の統合に向けた準備を進めることの経緯につきましては、前回4月1日の臨時会議の前に教育長から委員の皆様にお知らせをしておりましたが、本日はこの統合のための推進組織、統合準備委員会の設立について委員の皆様にご説明させていただきたいと存じます。資料No.4をご覧願いたいと思います。資料1ページ目は統合準備委員会の設立総会の次第であります。実は先週24日金曜日に設立総会の開催を予定しており

ましたが、今月16日に5月6日までの緊急事態宣言の対象が全国に拡大したことを受けまして、資料は3ページ目でございますが、委員の皆様を一堂に会しましての総会開催は行わずに見合わせまして、総会議案の書面議決を行うよう翌17日に各委員に通知をさせていただいた経緯でございます。総会議案につきましては本日お渡ししている内容になります。この資料はあらかじめ各委員の皆様に送付させていただきまして、資料は2ページ目になります。資料についての質問や意見につきましてはFAX等でお寄せいただきまして、書面表決の結果と併せて委員の皆様に回答させていただくことを予定しております。このご質問、ご意見につきましては先週の22日まで、書面議決は24日までを期限として学校経由で提出していただくことで委員の皆様には通知しておりますが、本日現在で書面議決が届いておりますのはまだ亀ヶ森小学校分のみという状況であります、委員会の設立等、議決の結果についてはまだ確認がとれていない状況でございます。

総会議案の内容として、まずは3ページをお開きいただきまして、こちらの下段、第4の部分であります。要綱に基づきます委員長1名、副委員長2名の選出につきましては、事務局案といたしまして、過去の類似の統合事例から関係小学校の校長先生にご就任いただくという案を記載し書面表決を依頼しております。このほかの個別議案等につきましては4ページ以降となります。4ページは準備委員会の設置要綱案でございます。第1条は設置につきまして、第2条は委員会の協議事項といたしまして、統合校の学校経営、教育課程、PTA活動、通学体制、地域との連携、そして備品、文書等の取り扱いに関し協議する旨を定めるものであります。第3条は委員の組織の構成を統合化、統合校のPTA役員等、教職員、地域又は教育振興運動の代表者とすること。第4条は、委員の任期を令和2年度末までとすること。第5条は委員の報酬を無報酬とする旨を定めるものであります。第6条は、先ほど申し上げました委員長及び副委員長の規定になりますし、第7条は役員会の設置の規定でありますが、その構成を委員長・副委員長そして各部会の部会長とする旨を定めるものであります。5ページですけれども、第8条は委員会と役員会の会議について、第9条は専門部会の設置について規定するものであります。専門部会の構成につきましては6ページになります。別表をご覧いただきたいと存じますが、学校経営、教育課程、PTA、地域連携・教育振興運動、管理・事務の五つの部会を設けまして、この表の右側の協議事項の欄に記載している事項について、それぞれ専門部会において協議をいただくものであります。5ページに戻っていただきまして、第10条は委員会の庶務を教育委員会に置くこと。第1条は、補足を規定するものであり、施行期日は書面議決日となります4月24日からとするものであります。資料は7ページをお願いいたします。小さくて申し訳ございませんが、要項第9条に定める専門部会ごとの委員構成案でございます。あらかじめ各校からご推薦いただいたPTA役員、コミュニティ会議、教育振興実践

協議会の代表の皆様と関係校の校長先生以下の教職員、これらで構成する 26 名の委員案となってございまして、各部会には、それぞれ担当する教育委員会の職員を配置するものであります。8 ページをお願いいたします。こちらにつきましては、各委員の皆様に 4 月にご説明いたしました経過ですので、説明は省略させていただきます。9 ページでございます。こちらは各専門部会等での大まかな検討事項案になってございます。左側に番号を付しておりますが、1 番 2 番の部分、こちらは校名や校歌等の重要な決め事になってございまして、こちらにつきましては、5 月の下旬に第 1 回目の準備委員会の全体会の開催を予定いたしまして、その中で検討してまいりたいと思っておりますし、3 番から 7 番の部分は、各部会での検討内容と目安とする検討期限を記載してございます。個別の検討スケジュールにつきましては、各専門部会において立てていただくということを想定してございます。

10 ページをご覧ください。こちらも細かくて大変恐縮ですが、全体スケジュールの案となってございます。左側に、各取り組み主体を記載してございますが、1 番上、教育委員会では 8 月ごろまでに教育委員会議に小学校の廃止議案を提出させていただいて、併せて補正予算の準備をさせていただきます。9 月には花巻市議会に小中学校設置条例の改正と補正予算を提出いたしまして、ここで正式に統合というものを決定させていただいた後、10 月以降は市主催の閉校式、こちらは内川目小学校と亀ヶ森小学校になりますが、具体的な準備を進めていくということを予定してございます。閉校式の日程につきましては、あらかじめ学校長と確認させていただいておりますが、仮ということですが、卒業式の日程等を勘案いたしまして、亀ヶ森小学校は 3 月 20 日土曜日、内川目小学校は 3 月 21 日日曜日を設定させていただいております。次の統合準備委員会につきましては、4 月 24 日、設立総会の書面議決の後は、5 月下旬に 1 回目の全体会を行いまして、その後は部会検討の報告として、全 5 回の会合をイメージしてございますが、こちらは各部会の検討の進捗スケジュールに応じてということになろうかと思います。各小学校と記載しております、各校におきましては、教育課程の検討、事前交流学習を実施いただきまして、該当校では引っ越し等の準備をしていくというスケジュールを見込んでおりますが、この引っ越しにつきましては、基本的には、閉校式後に残すものと持っていくものを仕分けるといった作業内容を想定してございます。今回の統合につきましては、統合後直ちに学校がなくなるというわけではございませんので、この作業につきましては、必ずしも 3 月中に終わらなくても特段支障ないものと捉えてございます。1 番下の閉校記念事業実行委員会につきましては、内川目小学校と亀ヶ森小学校においてそれぞれご検討いただきまして、概ねこのスケジュールに沿った形で組織を立ち上げ、準備を進めていただくというものになりますが、内川目小学校の校長先生からは先週金曜日の 24 日に、歴代 PTA 会長が 5

名ほど集まりまして、まずは閉校組織の発起人会を立ち上げていただいたと伺ってございます。その中で、今後内川目地区の各団体の代表者を集め、実行委員会の準備委員会を行う予定と伺ってございます。私からの報告内容は以上でございます。

○佐藤教育長

はい。ただ今大迫地域小学校統合準備委員会の設立、それから今後の予定等についてご報告をいただきましたが、今の報告について質疑のある方ございませんでしょうか。なかなか全体会が開けないという状況で、今年1年の期間がかなり限られてはいますが、このような形で進めていきたいということあります。はい、熊谷委員。

○熊谷委員

校歌に関わってですが、5月下旬までに校歌をどうするかというのを検討する目処としておるようですけれども、これまでの経緯を言いますと、内川目小学校と亀ヶ森小学校を大迫小学校に統合するということが確認されてきたことなんですが、新たに校歌を制定する校章を制定するという考え方でよろしいですか。

○佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

校歌を具体的にどのように決めていくかという部分については、まだお諮りはしていない状況でございます。一応5月下旬の全体会に諮るという想定ではございますが、24日の書面議決で、まず組織が立ち上がった以降は、それぞれの専門部会にこのあり方についてはお諮りして参りたいと思ってございますが、実際にこれから新しい校歌を作り上げる方法で進めていきますと、なかなか過去の例を見ましても、1年度の準備委員会ではできないのかなと思っておりますので、その際には事務局案を示していきたいなとは思います。今想定しておりますのは、現大迫小学校の校歌でいかがかということで皆さんにはご相談して参りたいと思ってございます。

○熊谷委員

一応そういう意味ではこの組織でもって検討いただくことを前提措置として考えているということでおろしいですね。

○佐藤教育長

はい、ほかにございませんでしょうか。はい、中村委員。

○中村弘樹委員

統合になった場合、内川目小学校と亀ヶ森小学校の先生方は、そのまま大迫小学校に行くわけではないですね。

○佐藤教育長

佐々木学務管理課長。

○佐々木学務管理課長

はい。学級数で、先生方の定数が決まつてくるわけですが、内川目小学校、亀ヶ森小学校の先生方が全部いなくなるということのないように配慮しながら転勤を考えていきたいと思っております。

○佐藤教育長

定数の問題が出てきますので、当然亀ヶ森、内川目の子供たちは不安で入ってきますから、その辺のところはやはり連携できるような配慮はもちろんしていかなければならないということです。はい、熊谷委員。

○熊谷委員

先生は増えるのですか。

○佐藤教育長

佐々木課長。

○佐々木学務管理課長

同じではありますが、統合加配ということで1名の加配ということです。子供の数は90は超えるので、今の大迫小学校と定数は同じです。

○佐藤教育長

90を切るということはまずもちろんない。今年のような大迫小のような心配はまずないということですね。あと子供たちの状況等で、さらに加配が見込めればと思っていますが、いろいろ要望はしていきたいなと思います。それでは大迫小学校関係、ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

○佐藤教育長

それではなしと認め、ただ今の報告に対する質疑を終結いたします。次の教育委員会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表によりご報告に替えさせていただきますので、よろしくご了承願います。本日の議事日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会議はこれをもって閉会といたします。どうもご苦労さまでございました。